

競技部門別専門委員会規定

(モトクロス・トライアル・スノーモビル・エンデューロ・スーパーモト)

平成2年12月25日 制定

平成11年5月18日 改訂

平成26年4月1日 改訂

第1条（設置・名称）

本委員会は一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という。）定款第42条に基づいて設置する専門委員会の競技別委員会とし、モトクロス委員会、トライアル委員会、スノーモビル委員会、エンデューロ委員会ならびにスーパーモト委員会と称する

第2条（役割）

当該種目の委員会は、次の項目に関し会長が諮問した事項について検討して答申を行うことを任務とする

- (1) 中央スポーツ委員会の方針に基づき当該種目の競技運営・普及対策に関する施策の立案に関する事
- (2) 当該種目の競技規則・その他諸規則・規定の制定並びにこれの統一的解釈に関する事
- (3) 国際競技会・全国的競技会・その他の競技会の公認に並びに主要競技日程の決定に関する事
- (4) MFJの主催又は公認する競技会に参加する資格の附与及び登録、また昇格・降格者の認定に関する事
- (5) 年間ランキングの決定・承認に関する事
- (6) モーターサイクルスポーツの国際競技会への選手、役員への派遣に関する事
- (7) 競技に関する記録の管理及びその記録に関する事項の審査・認定に関する事
- (8) 競技ライセンス、講師ライセンス、競技役員ライセンス講習会の開催及び公認に関する事
- (9) 当該種目のモーターサイクルスポーツとしての健全な普及・振興に関する事
- (10) 施設公認および計測用具の認定に関する事
- (11) 安全対策に関する事
- (12) その他会長が諮問する事

第3条（構成）

当該種目の委員会は、次の各号のものの中から会長が委嘱した者を以て構成する

- (1) 地域加盟団体代表 (8加盟団体)
- (2) 特別会員（施設） (若干名)
- (3) 学識経験者 (若干名)

第4条（定員） 15名以内

第5条（委員の任期）

1. 当該委員長の任期は2年とする。ただし再委嘱を妨げない
2. 補欠により就任した当該委員会委員の任期は、前任者の残任期間とする

3. 当該委員会委員は任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行うものとする
4. 委員は、就任時または再任時に満 70 歳までとする

第6条（委員長）

1. 当該委員会に委員長、副委員長を置く
2. 委員長、副委員長は当該委員会委員の互選とする

第7条（委員の解任）

委員が次の各号の 1. に該当するときは、理事会の決議によって会長が委嘱を解任する

- (1) 心身の故障のため、職務執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) 委員の推薦する組織の代表としての資格を失ったとき

第8条（開催）

1. 専門委員会は通常委員会及び臨時委員会とする
2. 通常委員会は年間 2 回以上開催する
3. 臨時委員会は会長が必要と認めた時に必要な委員を招集し開催する

第9条（定足数）

専門委員会は招集された委員の過半数の者が出席しなければ開催することが出来ない

第10条（決議）

専門委員会の決議は招集された委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う